

## 奈良市保育の必要性の認定及び保育の実施基準骨子(案)について

平成26年5月23日

奈良市子ども未来部 保育所・幼稚園課

## 【I. 基本的な考え方】

### 1. 基準制定の背景

現行制度においては、児童福祉法第24条の規定に基づき、保育等の実施基準について条例で定めているところであるが、整備法により改正された児童福祉法ではこの規定が削除され、支援法において、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなることから、既存の条例を廃止し、改めて保育の必要性の認定基準について定めるものである。

なお、改正児童福祉法第24条第3項及び第73条第1項の規定に基づき、当分の間、すべての市町村は、保育の必要性の認定を受けた子どもが認定子ども園、保育所、家庭的保育事業等を利用するに当たり、利用調整を行ったうえで、各施設・事業者に対して利用の要請を行うこととされているため、利用調整に係る保育の実施基準についても定める必要がある。

### 2. 現行の法律

- 児童福祉法
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
- 学校教育法

### 3. 基準を定める項目

支給認定に係る基準（省令案）の策定を依然として国は示しておりません。そこで、本案の作成に当たっては平成26年1月24日に開催された国の都道府県等向け説明会で使用された資料に基づいて作成しております。

平成26年5月16日に内閣府から情報提供がなされ、保育の必要性の認定に係る事由については、「子ども・子育て支援法施行規則(仮称)」の規定に基づき行われることになり、改めて市町村の条例で定める必要がなくなりました。また、優先利用については、その具体的な取り扱いについては通知にて運用を示す予定とのことでした。これらの情報提供を踏まえ、下記の分類について基準を定めることとしますが、現在のところ、規則及び要綱で定めるところは市町村の判断に委ねられており、従うべき基準と参酌する基準であるかなどについては明確になっておりません。

分類	個別事項	従うべき基準／参酌すべき基準
保育の必要性の認定事由 19条1項 内閣府令 20条1項	保育の必要性の事由	従うべき基準【子ども・子育て支援法施行規則(仮称)】
保育時間の区分 20条3項 政令	保育の必要量（区分）	従うべき基準
優先利用の事由 改正児童福祉法24・73条	保育の優先利用	参酌すべき基準

【Ⅱ. 国の示す方針に対する奈良市の基準案】

項目	現時点での国の方針(案)	従／参	本市の基準案	本市の考え方
<p>保育の必要性の事由</p> <p>(参考) 子ども・子育て支援法 施行規則(仮称)に定義され るため、パブリックコメ ントの対象から除外しま す。</p>	<p>①就労、②妊娠出産(産前産後)、③保護者の疾病・障 がい、④同居又は長期入院等の親族の介護・看護、⑤災 害復旧、⑥求職活動、⑦就学、⑧虐待やDVのおそれか があること、⑨育児休業取得時に、すでに保育を利用して いる子どもの継続利用が必要であること</p> <p>⑩その他、上記に類する状態として市が認める場合</p> <p>次年度に小学校入学を控えるなど、子どもの発達上環 境の変化に留意する必要がある場合 保護者の健康状態やその子どもの発達上環境の変化が 好ましくないと考えられる場合</p>	<p>従</p>	<p>国の方針を踏襲する。</p>	<p>国の方針どおり</p>

項目	現時点での国の方針(案)	従/参	本市の基準案	本市の考え方
保育の必要量(区分)	<p>時間の区分</p> <p>新制度においては、主にフルタイムの就労を想定した保育認定と、主にパートタイムの就労を想定した保育認定を行う。その際には、子どもに対する保育が細切れにならないようにする観点や、施設・事業者において職員配置上の対応を円滑にできるようにする観点などから、大括りな2区分とする。</p>	従	国の方針を踏襲する。	国の方針どおり
	<p>保育標準時間</p> <p>フルタイムの就労とそれに近い場合を想定。就労時間の下限は1週当たり30時間程度。</p>	従	国の方針を踏襲する。	国の方針どおり
	<p>保育短時間</p> <p>両方またはいずれかの保護者がパートタイムでの就労を想定</p>	従	国の方針を踏襲する。	国の方針どおり
	<p>就労以外に、保育標準時間、保育短時間の区分を設ける事由は、「親族の介護・看護」など。</p>	従	国の方針を踏襲する。	国の方針どおり
	<p>事由が「妊娠、出産」「災害復旧」「虐待やDVの恐れがあること」は区分を設けない。<u>保育標準時間を一区分とする。</u></p>	従	国の方針を踏襲する。	国の方針どおり

項目	現時点での国の方針(案)		従/参	本市の基準案	本市の考え方
保育の必要量(区分)	保育必要量	<p>保育標準時間の枠</p> <p>1日11時間までの利用に対応 1ヶ月当たり平均275時間 (最大292～最低212時間) を基本とする。</p>	従	国の方針を踏襲する。	国の方針どおり
		<p>保育短時間利用の枠</p> <p>1日8時間までの利用に対応 1ヶ月当たり平均200時間 (最大212時間)を基本とする。</p>	従	国の方針を踏襲する。	国の方針どおり
		<p>短時間利用枠の「就労時間の下限」</p> <p>1ヶ月当たり平均48時間以上64時間以下の範囲で、市が地域の就労実態等を考慮して定める時間とすることを基本とする。</p> <p>「就労時間の下限」は保育の量的確保等に時間を要すること等を顧慮し、最大10年間程度の経過措置期間を設け対応。</p>	従	<p>奈良市における現行基準では、昼間に1日6時間以上、かつ、週4日以上労働している場合としている。</p> <p>この基準を1ヶ月当たりに換算して96時間(=6時間×4日×4週)を「就労時間の下限」とする。</p>	<p>奈良市における保護者の就労実態(ニーズ調査)、奈良市の事業計画に基づく教育・保育給付提供体制のなかで保育の量的確保、及び現状の待機児童数を勘案し、経過期間を設けたうえで、国の方針(案)の「就労時間の下限」に則った時間の設定を目指していく。</p>
		<p>現在、保育所に入所中の児童については、就労時間の下限時間に変更があっても、入所継続できる経過措置を講ずる。</p>	従	国の方針を踏襲する。	国の方針どおり

項目	現時点での国の方針(案)	従/参	本市の基準案	本市の考え方
優先利用	待機児童の発生状況、事前の予測可能性や個別ケースごとの対応等の観点を踏まえ、調整指数上の優先度を高めることにより、「優先利用」を可能とする仕組みを基本とする。 虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合には、より確実な手段である児童福祉法24条5項に基づく措置制度も併せて活用することとする。	従	国の方針を踏襲する。	国の方針どおり
	①ひとり親家庭 母子及び寡婦福祉法第28条	参	国の方針を踏襲する。	国の方針どおり
	②生活保護世帯 就労による自立支援につながる場合	参	国の方針を踏襲する。	国の方針どおり
	③生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合	参	国の方針を踏襲する。	国の方針どおり
	④虐待やDVのおそれがある場合など、社会的擁護が必要な場合 児童虐待の防止等に関する法律13条の2	参	国の方針を踏襲する。	国の方針どおり
	⑤子どもが障害を有する場合	参	国の方針を踏襲する。	国の方針どおり

項目	現時点での国の方針(案)		従/参	本市の基準案	本市の考え方
		<p>⑥育児休業明けの保育所等の利用を希望する場合</p> <p>育児休業取得前に特定教育・保育施設等を利用し、施設等の利用を再度希望する場合</p> <p>育児休業取得前に認可外保育施設等を利用し、特定教育・保育施設、地域型保育事業の利用を希望する場合</p> <p>1歳時点まで育児休業を取得し復帰する場合</p>	参	国の方針を踏襲する。	国の方針どおり
		⑦兄弟姉妹(多胎児を含む)が同一の保育所等の利用を希望する場合	参	国の方針を踏襲する。	国の方針どおり
		<p>⑧小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童</p> <p>連携施設に関する経過措置</p>	参	国の方針を踏襲する。	国の方針どおり
		<p>⑨その他市が定める事由</p> <p>保護者の疾病・障害の状況や各世帯の経済状況(所得等)を考慮する。</p>	参	国の方針を踏襲する。	国の方針どおり